

○大府市防火基準適合表示制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ホテル・旅館等不特定多数の者を収容する防火対象物の防火安全対策の重要性に鑑み、防火対象物の関係者の防火に対する認識を高め、防火管理業務の適正化及び消防用設備等の設置、維持管理等を促進するとともに、重要な建築構造等への適合性も含めた防火・防災管理上の一定の基準に適合している防火対象物について、その旨の表示を行い、その情報を利用者等に提供することにより、防火安全体制の確立を図ることを目的とする。

(表示対象物及び表示方法)

第2条 防火・防災管理上の表示基準に適合している旨の表示（以下「表示」という。）をする対象物は、ホテル・旅館等（消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第一(5)項イ及び同表(16)項イに掲げる防火対象物のうち同表(5)項イの用途に供する部分が存するもの。以下同じ。）で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第8条の適用があるもの
- (2) 防火対象物の地階を除く階数が3以上のもの

2 表示の方法は、別図に定める表示マーク（銀）又は表示マーク（金）（以下これらを「表示マーク」という。）を、前項の表示対象物に掲出することにより行う。

(交付申請)

第3条 表示マークの交付又は更新の申請をしようとする者は、表示マーク交付（更新）申請書（第1号様式。以下「申請書」という。）に、次に掲げる報告書等のうち該当するものを添えて、消防長に提出しなければならない。

報告書等の種類	備 考	
	表示マーク（銀）の交付又は更新申請の場合	表示マーク（金）の交付又は更新申請の場合
防火対象物点検結果報告書（防火対象物の点検の結果についての報告書の様式（平成14年消防庁告示第8号）別記様式第1）又は防災管理点検結果報告書（防災管理の点検の結果についての報告書の様式（平成20年消防庁告示第19号）別記様式第1）の写し ※1	申請日から過去1年以内に実施した定期点検の報告書を添付する。ただし、大府市消防本部に報告済みの場合は添付を省略することができる。	前回の申請日以降に実施した定期点検の報告書を全て添付する。ただし、大府市消防本部に報告済みの場合は添付を省略することができる。
防火対象物点検報告特例認定通知書（大府市防火対象物定期点検報告及び特例認定に関する要綱第6号様式）又は防災管理点検報告特例認定通知書（大府市防災管理定期点検報告及び特例認定に関する要綱第3号様式）の写し	申請日直近の認定通知書を添付する。	表示マーク（銀）と同じ。

※2		
消防用設備等点検結果報告書（消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式（平成16年消防庁告示第9号）別記様式第1）の写し	申請日から過去1年以内に実施した点検結果の報告書を添付する。ただし、大府市消防本部に報告済みの場合は添付を省略することができる。	前回の申請日以降に実施した点検結果の報告書を全て添付する。ただし、大府市消防本部に報告済みの場合は添付を省略することができる。
製造所等定期点検記録表（製造所等の定期点検に関する指導指針の整備について（平成3年消防危第48号）別記1-1）の写し	申請日から過去1年以内に実施した定期点検の記録表を添付する。ただし、大府市消防本部が記録表を確認済みの場合は添付を省略することができる。	前回の申請日以降に実施した定期点検の報告書を全て添付する。ただし、大府市消防本部が記録表を確認済みの場合は添付を省略することができる。
定期調査報告書（建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）別記第36号の2の4様式）の写し	直近の定期調査の期間内に行ったものを添付すること。	直近の定期調査報告の期間内に行ったものを全て添付すること。
その他消防本部が必要と認める書類	(例) 点検報告の不備事項の改修状況 自衛消防訓練の記録又は自主点検記録 更新前に交付を受けた表示基準適合通知書	

※1 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例の認定がされていない場合

※2 法第8条の2の3（法第36条において準用する法第8条の2の3）に基づく点検及び報告の特例の認定により防火対象物定期点検報告が免除されている場合（表示基準及び審査）

第4条 表示基準は、別記のとおりとする。

- 2 消防長は、申請書を受理したときは、防火基準適合表示審査表（第2号様式）により、申請の内容が前項の表示基準に適合するかどうかを審査するものとする。
- 3 表示基準の審査においては、前条の報告書等のほか、大府市消防本部において把握している情報を活用するものとする。
- 4 表示基準の審査は、必要に応じて現地確認を実施するものとする。
(表示マークの交付等)

第5条 消防長は、前条の審査の結果、ホテル・旅館等の関係者（以下「関係者」という。）からの申請に係る防火対象物が表示基準に適合していると認められる場合（次項に定める場合を除く。）には、関係者に対して、当該防火対象物が表示基準に適合している旨を表示基準適合通知書（第3号様式）により通知するとともに、表示マーク（銀）を交付する。ただし、表示マーク（銀）に係る更新申請であるときは、表示基準適合通知書による通知のみを行うものとする。

- 2 消防長は、関係者からの申請に係る防火対象物について、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合には、関係者に対して、当該防火対象物が表示基準に適合してい

る旨を表示基準適合通知書により通知するとともに、表示マーク（金）を交付する。ただし、表示マーク（金）に係る更新申請であるときは、表示基準適合通知書による通知のみを行うものとする。

(1) 表示マーク（銀）が3年間継続して交付されており、かつ、表示基準に適合していると認められる場合

(2) 表示マーク（金）が交付されており、交付日から3年が経過する前に更新申請がなされており、かつ、表示基準に適合していると認められる場合

3 消防長は、前条の審査の結果、表示基準に適合しないと認めた場合、関係者に対して表示基準不適合通知書（第4号様式）により通知するものとする。

4 消防長は、第1項又は第2項の規定により表示マークの交付を行った場合、表示マーク受領書（第5号様式）を申請者から受理するものとする。

（表示マークの掲出）

第6条 第5条第1項又は第2項の規定により、表示マークの交付を受けた関係者は、当該防火対象物に表示マークを掲出するとともに、ホームページ等において電子データの表示マークを使用することができるものとする。この場合において、ホームページ等における表示マークの使用方法については、別に定める。

（表示マークの有効期間）

第7条 表示マークの有効期間は、交付日から表示マーク（銀）は1年間、表示マーク（金）は3年間とする。

（表示マークの返還）

第8条 表示マークの有効期間が満了し、更新申請を行わない場合、関係者は、表示マークを返還するものとする。

2 表示マークの有効期間中であっても、次のいずれかに該当する場合、関係者は、表示マークを返還するものとする。この場合において、消防長は、表示マーク返還請求書（第6号様式）にその理由を附記し、関係者に通知するものとする。

(1) 表示マークが交付されている防火対象物において表示基準に適合しないことが明らかとなった場合

(2) 表示マークが交付されている防火対象物において火災が発生し、表示基準への適合性の調査の結果、不適合であることが確認された場合

(3) ホームページ等への表示マークの使用に際して配布された表示マークの電子データを無断で転用した場合

（表示マークの再交付）

第9条 消防長は、前条第2項の規定により表示マークを返還させた防火対象物について、その関係者から表示マークの交付について再申請され、再審査において表示基準に適合していると認められる場合には、返還前の表示マークの種別にかかわらず表示マーク（銀）を再交付するものとする。この場合において、表示マークの返還の理由となった違反等の内容に応じて十分な確認期間を確保することとする。

附 則

この要綱は、平成26年7月4日から施行する。